

請求人

様

宇部市監査委員 床 本 隆 夫
同 河 口 雅 邦
同 兼 広 三 朗

住民監査請求に係る監査の結果について (通知)

令和 3 年 5 月 18 日付けで提出のありました地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づく宇部市職員措置請求 (以下「本件請求」という。)に対し、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

- 1 請求人 住所
氏名
- 2 受付日 令和 3 年 5 月 18 日

第 2 請求の内容

請求の要旨

- (1) 請求の対象職員 宇部市長 関係職員
- (2) いつ、どのような財務会計行為を行ったか
 - ① 行為を行った日 令和 2 年 5 月 18 日
 - ② 内容

「常盤町 1 丁目スマイルマーケット運營業務」受託者の「株式会社にぎわい宇部」(以降、受託者)が本事業で得た 6,375,695 円の販売手数料(別紙 1)の宇部市への納付額を、宇部市長が不当に減額した。その結果、納入されたのは 1,500,000 円(別紙 2)であった。

(3) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

① 「運營業務等仕様書」(別紙 3)によると、「市が特に認めた場合は、その範囲内において市への納付分を事業費に充当することができる。」との納入額の減額を認めているとしている。しかし、事業費の不足一覧(別紙 4)によると、これらは通常業務範囲内に発生するものであり、充当できる事由にあらず、特に認めるべき場合には当たらない。したがって、不正な減額である。

② 「運營業務等仕様書」(別紙 3)では、「(3) 市への委託料の返還」項目があり、それによると、「受託者の収支決算において委託料に不用額が生じた場合、契約金額を減額するものとする。」とあるが、委託料の不用額を精査した実態がない。これに基づいて①がなされたのは、不当な減額である。

(4) その結果どのような損害が市に生じているのか

市に納入された手数料は 1,500,000 円であり、本来納入されるべき額と比較し 4,875,695 円の損害が生じた。

(5) どのような措置を請求するのか

不当に減額した販売手数料 4,875,695 円の市への返還

第 3 監査の実施

本件請求は、所定の形式的要件を具備していると認め、令和 3 年 5 月 20 日付けでこれを受理し、宇部市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査

2 監査の対象

(1) 監査対象事項

令和元年度の常盤町 1 丁目スマイルマーケット(以下「トキスマ」という。)に係る運営委託業務(以下「本件業務」という。)において、市は受託者である株式会社 にぎわい宇部(以下「にぎわい宇部」という。)に対し、販売手数料の一部の事業費への充当を認め、市への納付額を 1,500,000 円とする納入の通知を行ったことが違法又は不当な財産の処分に該当するか否か。

(2) 監査対象部課

総合戦略局中心市街地にぎわい創出推進グループ

3 監査の期間

令和 3 年 5 月 20 日から同年 7 月 14 日まで

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 3 年 6 月 3 日、請求人から新たな証拠書類が提出され、請求書の要旨を補充する陳述がなされた。

陳述内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 令和2年3月31日付けの起案書「常盤町1丁目スマイルマーケット（トキスマ）関連販売収入額の確定に伴う合意書の締結について」に添付されている「市に納付する常盤町1丁目スマイルマーケット関連販売収入額」における年間業務実績（月別）では令和元年7月の直売売上額は1,110,898円となっているが、この額は「常盤町1丁目スマイルマーケット 来場者数・売上 週報」で報告されている令和元年7月分の直売売上高をもとに請求人が計算した1,074,678円と異なる。

なお、「令和2年度 常盤町一丁目スマイルマーケット日報（速報値）年間集計表」では、令和2年度という記載は令和元年度の誤記とのことだが、同表における令和元年7月の直売売上高は1,110,898円となっている。

- (2) 手数料に関しても、前記(1)の起案書に添付された資料では令和元年7月の販売利益額は482,280円となっているが、「令和2年度 常盤町一丁目スマイルマーケット日報（速報値）年間集計表」では467,700円となっている。

また、「3月分ときすま売上・来場者数」における手数料の合計額の記載は649,320円となっているが、この額は、令和2年3月1日から同月31日までを合計した額であるべきところ、同月29日までの合計額となっているなど、どれをみても数値が合っていない。

- (3) 前記(1)の起案書に関しても、売上げを集計し、利益や手数料を計算した上で、令和2年3月31日に起案し、同日中に決定したとは考えにくい。

また、「令和2年度 常盤町一丁目スマイルマーケット日報（速報値）年間集計表」は、請求人が令和元年度について情報公開請求により交付を受けた際に「令和2年度」との記載とされていたことから、議員が不思議に思って調べたところ、市が文書を改ざんしたことが判明するなど信用できない。

- (4) にぎわい宇部は、本件業務のほかに、令和元年9月から同年12月までを委託期間とするイベントの運営管理業務を市から受託しているが、当該イベントにもにぎわい宇部の職員が重複して従事しており、どれだけの人かどの程度本件業務に関わったのかの計算や確認をせずに人件費の事業費への充当を認めている。

また、前記(1)の起案書に添付されている「令和元年度トキスマ運営業務事業費」の事業費合計額の内訳にプリンターインクが計上されていることについて、本件業務の再委託業者が市から別途受託しているイベントチラシ制作等業務の委託料として約60万円が支払われているが、当該チラシの制作はすべてトキスマで印刷されていたと記憶しており、事業費への充当を認めたプリンターインクは本件業務とは別の業務に使われたものではないか。

- (5) そもそも常盤町1丁目スマイルマーケット運営業務等仕様書では、「受託者の収支決算において委託料に不用額が生じた場合、契約金額を減額するものとする。」とあり、人件費についてもきちんと精査をして、不用額を生じていけば返さなくて

はいけないとしている。

また、当該仕様書では、事業費への充当については「市が特に認めた場合」となっており、市が精査もせず、500万円もの額の事業費への充当を認めたのは不当である。

5 市による弁明書の提出

市に本件請求に対する弁明書の提出を求めたところ、令和3年6月7日、市から以下の内容による書面の提出がなされた。

職員措置請求に係る弁明書

第1 常盤町1丁目スマイルマーケットの開設の趣旨と委託契約の位置づけ

1 開設の趣旨

近年、大型商業施設の相次ぐ閉店等により本市の中心市街地は衰退しており、中心市街地の活性化は喫緊の課題となっている。

このような中、平成30年12月に閉店した山口井筒屋宇部店は、中心市街地のにぎわい創出が図れるよう、市民有志の皆様からご寄附をいただき、令和元年6月7日に本市が取得したものである。

その後、施設の将来的な利活用の検討を進めていく中で、建物等を暫定的に活用し、将来的な利活用に向けて機能を検証することと、喪失したまちのにぎわいを取り戻すことを目的として、早急な対応が必要であったことから、「フレッシュマルシェ」、「キッズスペース」、「まちなかブックコーナー」等を配置するとともに、店舗内外でのイベントと併せて社会実験に取り組むため、令和元年7月20日に「常盤町1丁目スマイルマーケット（以下「トキスマ」という。）」をオープンした。

2 委託契約の位置づけ

このトキスマの運営は、中心市街地の活性化という困難な課題に対して、官民が連携して取り組んでいくことが必要であるとの共通認識のもと、本市では将来の利活用に向けた社会実験と位置づけてスタートさせるもので、中心市街地の活性化に資する事業を展開することを目的として、本市と宇部商工会議所が共同で設立したまちづくり会社「株式会社にぎわい宇部（以下「にぎわい宇部」という。）」に運営業務を委託することが適切と考え、同社との間にトキスマの運営業務に関し委託契約したものである。

3 委託契約の概要

本市とにぎわい宇部との委託契約の概要は以下のとおりであるが、これは本市が行う困難な課題に対する社会実験という位置づけであること、運営内容を充実させながら様々な取組を行うものであることに鑑み、委託契約の内容が決定されたものである。

①本市はトキスマの委託期間中の運営事業費を委託料として積算する（仕様書 12

項(1))。

- ②積算された運営事業費を委託料として本市がにぎわい宇部に対し月々分割して支払う（委託契約書第 21 条）。
- ③にぎわい宇部は、販売で発生した利益（販売手数料）（以下「販売手数料」という。）を本市に納付する（仕様書 12 項(2)①本文）。
- ④にぎわい宇部が本事業に実際に要した運営事業費が委託料を上回った場合において、協議に基づいて本市が特に認めたときは、にぎわい宇部が本市に納付する対象となる販売手数料を、運営事業費合計額から市委託料の額を減じて得た額を上限に運営事業費に充当することができる（仕様書 12 項(2)①ただし書、(3)）。
- ⑤にぎわい宇部が本事業に実際に要した運営事業費が委託料を下回った場合は、その分を返還する（仕様書 12 項(3)）。

第 2 申立てと弁明

以上を踏まえて、令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの委託契約の履行状況を説明し、請求人の申立内容に対し弁明を加える。

1 請求人の申立て事項①

- ①「運營業務等仕様書」によると、「市が特に認めた場合は、その範囲内において市への納付分を事業費に充当することができる。」との納入額の減額を認めているとしている。しかし、事業費の不足一覧によると、これらは通常業務範囲内に発生するものであり、充当できる事由にあらず、特に認めるべき場合には当たらない。したがって、不正な減額である。

2 弁明①

- (1) まず最初に、第 1 の 3 で記載した、本市とにぎわい宇部の委託契約の概要①から⑤に従い令和元年度の状況を整理する。
 - ①本市は当初、委託期間中のトキスマ運営事業費を 22,310,540 円と積算した（資料 1：施設管理運営委託業務の予定価格について）。
 - ②本市はにぎわい宇部に、積算した委託料 22,310,540 円を委託期間中毎月分割して支払った（資料 2：契約書第 21 条第 1 項別表委託料支払計画書）。
 - ③にぎわい宇部が、本市に納付する対象となる販売手数料は 6,400,970 円である（資料 3：事業報告 2 運営実績）。
 - ④にぎわい宇部が本事業に実際に要した運営事業費は 27,211,510 円（後述(2)の 4,937,704 円を含む。）で、委託料 22,310,540 円を上回ったため、協議に基づいてにぎわい宇部が本市に納付する対象となる販売手数料 6,400,970 円のうち、運営事業費合計額 27,211,510 円から市委託料の額 22,310,540 円を減じて得た 4,900,970 円を運営事業費に充当することを認めた（資料 4：合意書）。
 - ⑤にぎわい宇部が本事業に実際に要した運営事業費 27,211,510 円が委託料 22,310,540 円を下回らなかったため、返還は不要とする（資料 4：合意書）。

なお、トキスマの運営に要した運営事業費合計額(27,211,510円)については、にぎわい宇部からの運営事業費の報告や帳簿により、その内容を確認、精査している。

(2) 次に、上記④において、販売手数料を充当することが必要であると本市が特に認めた対象事業費について説明する。

一点目が、2名分の人件費(4,798,674円)であり、その理由は次によるものである。

トキスマの運營業務委託料のうち人件費部分は、当初マネージャー1人役とレジ打ちパート2人役の計3人役で積算し運營業務委託契約を締結した(資料1:施設管理運営委託業務の予定価格について内訳①)。

しかしながら、中心市街地の活性化という喫緊の課題に対する社会実験という位置づけ、また、運営の実態に即した運営内容の充実等に向け、様々な取組を実施していく中で、開店準備段階からマルシェ部分の充実にかかる業務など、想定以上の業務量があり、当初予定していた人員では業務がスムーズに遂行できなかったため、にぎわい宇部と協議、確認を行った上で、開店準備段階の7月初旬から、2名分の人員配置の追加を本市が認めたものである。

二点目が、製氷機(139,030円)の購入費用であり、その理由は次によるものである。

夏場のオープンとなったため、精肉や冷凍食品などを購入して持ち帰る購入客からの多くの要望により、急遽、製氷機(139,030円)が必要となり、にぎわい宇部から8月初旬に相談があり、協議の上、にぎわい宇部が購入した。しかし、本来、運営に必要な設備は本市が準備して提供する立場にあるため、当該費用を本市の負担とすることについて認めたものである。

なお、これらの経費は、トキスマの運営事業費として本市が積算した範囲内のものではなく、仕様書中「13 その他の運営等業務(2) リスク分担」に掲げる「リスク分担表」に定めがないため、本市とにぎわい宇部が協議の上、決定するものであることを申し添える。

以上、販売手数料を充当することが必要であると本市が特に認めた対象費目は二点であり、その合計額は4,937,704円である。

以上のことから、令和元年度の運營業務委託に関し、販売手数料から運営事業費への充当を認め、市に納付すべき額を1,500,000円と決定したことは、契約書及び仕様書に基づいた行為であり、違法又は不当なものではなく、「不正な減額である」との請求人の主張は当たらない。

3 請求人の申立て事項②

②「運營業務仕様書」では、「(3) 市への委託料の返還」項目があり、それによると、「受託者の収支決算において委託料に不用額が生じた場合、契約金額を減額するもの

とする。」とあるが、委託料の不用額を精査した実態がない。これに基づいて①がなされたのは、不当な減額である。

4 弁明②

トキスマ運営業務に係る経費は、にぎわい宇部からの事業費の報告や帳簿により、その内容を確認、精査している。

「委託料に不用額が生じた場合」とは、事業費が委託料の範囲内で行われた場合というものであり、令和元年度においては、事業費(27,211,510円)が委託料(22,310,540円)を上回っていることから、不用額は発生しておらず、「委託料に不用額が生じた場合」には当たらない。

このことから、「委託料の不用額を精査した実態がない。これに基づいて①がなされたのは、不当な減額である。」との請求人の主張は当たらない。

6 総合戦略局への事情聴取

総合戦略局に対し、令和3年6月17日、本件請求に係る事実関係について聴取し、令和元年度の常盤町1丁目スマイルマーケット運営業務に関する契約書(以下「契約書」という。)、常盤町1丁目スマイルマーケット運営業務等仕様書(以下「仕様書」という。)、部門別損益計算書、部門元帳、製氷機に係る領収書その他の書類により説明内容の確認を行った。

総合戦略局による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件業務は、中心市街地の活性化という困難な課題に対する社会実験としての取組であり、どのようなものがどの程度必要となるのかについて、あらかじめ正確に把握することが困難であったこと、また、喪失したまちのにぎわいの復活に向け、市と受託者であるにぎわい宇部が一体となって、運営内容を充実させながら様々な取組を行っていくものであったことから、当初想定できなかった部分の経費に対しては事業費充当の枠組みを、一定の成果に対しては利益の一部を収受させるというインセンティブ付与の枠組みとともに採用したものである。
- (2) 設備の故障により令和3年6月でトキスマを閉館することとなったが、委託料の返還の取扱いについては、そのような不測の事態を想定したもので、本件事業の収支決算において委託料に不用額は生じていない。
- (3) 本件業務の収支が確定したのを受け、にぎわい宇部の事務所において、運営事業費27,211,510円、事業費充当に係る2名分の人件費4,798,674円及び製氷機139,030円並びに販売手数料6,400,970円について、部門別損益計算書及び部門元帳により確認を行った。
- (4) 市に納付すべき額については、前記(3)により確認した運営事業費、販売手数料等の額に基づいて1,500,000円と決定したものであり、本件業務の実施状況を確認するために提出を受けた日報や週報等の速報値をもとに算定したのではない。

なお、売上額、販売手数料等については、委託販売にあつては専用レジスターにより、直接販売にあつては出店者からの報告に基づいて集計されるものであるが、販売手数料の率は、委託販売方式では15パーセント、対面販売方式では5パーセントを基本とし、業者ごとにその率は異なるものの、全体では売上目標額50,000,000円の12パーセント程度を見込んでいたことから、それと乖離する額が計上されていないかなどについて注視して確認した。

(5) 起案書においては、事務処理上、市に納付すべき額を確定したのは令和2年3月31日付けとなっているが、前記(3)による確認を経て、納付額を1,500,000円と決定し、にぎわい宇部に対して納入の通知を行ったのは令和2年5月18日である。

(6) 当初、仕様書に掲げる業務に対してマネージャー1人とレジ打ち2人の計3名による運営が可能と見込んでいたが、建物の管理や利用促進業務のほか、マーケットだけでも出店者との調整業務などの想定を超える業務量があり、これらをマネージャー1人では対応できないことが判明したことから、実際の事業運営には2名相当の人員の追加配置が不可欠であると判断し、当該追加配置に係る経費について販売手数料からの充当を認めたものである。

なお、当該人件費には、2名の職員に係る週休日のシフト調整に伴う地元大学生による代替アルバイト（以下「アルバイト」という。）に対する支出が含まれているものである。

(7) 上記(6)の人件費に係る支出については、にぎわい宇部の部門元帳により確認を行ったところであるが、当時は市の職員もトキスマの支援に赴き、勤務状況について確認できていたことから、雇用契約書やシフト表などによる確認までは行っていない。

(8) にぎわい宇部は、本件業務のほかにもイベントの運営管理業務を市から受託しているが、当該イベントには本件業務に従事する職員とは別の者が従事していたことを確認している。

なお、トキスマで開催されるにぎわい創出イベントに対し、開催の支援、調整等を行うことは、本件業務の範囲に位置づけており、関与すべきでないものとはしていない。

(9) 購入客からの多くの要望があった製氷機についても、市が設置費用を負担すべきものであったことから販売手数料からの充当を認めたもので、設置に際しては電気工事に加えて配管工事等も必要であったため、リース方式ではなく購入による設置となった。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 納付額の確定、納入の通知等の経緯

ア 市は、本件業務に係る販売利益の額の確定に伴い、にぎわい宇部との間で、次の内容の合意書（令和2年3月31日付け）を締結した。

(ア) 市は、販売利益の額6,400,970円のうち、4,900,970円をにぎわい宇部が実施した本件業務の事業費に充当することを認める。

(イ) にぎわい宇部は、販売利益の額から前記(ア)の事業費充当額を差し引いた1,500,000円を市に納付するものとする。

(ウ) にぎわい宇部は、前項に定める金額を、市の発行する納入通知書により令和2年5月21日までに支払わなければならない。

イ 前記アに基づき、令和2年5月18日、市は納付額を1,500,000円とする納入の通知を行い、同月19日、にぎわい宇部は市内金融機関においてその全額を納付した。

(2) 仕様書の内容

ア 本件業務の範囲

(ア) マルシェ等の運営に関する業務

(イ) にぎわい創出イベント開催・開催支援等業務

(ウ) 利用促進業務

(エ) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(オ) 防火・防災対策等の安全管理に関する業務

(カ) 防災拠点施設としての業務

イ 委託料の対象費用

(ア) 人件費

(イ) PR費用

(ウ) 制服費用

(エ) 次に掲げる費用

a 駐車場管理業務費

b 館内清掃業務（ワックス清掃、1階ガラス清掃を含む。）

c 一般廃棄物処理

(オ) その他費用

a 保健所許可申請手数料

b 損害賠償責任保険料

c 施設維持費

(a) 空調フィルター交換

(b) 排水管高圧洗浄・雑排水槽清掃

(c) 高架水槽、受水槽清掃

(d) 換気ファン・フード点検清掃

d 事務費

e 業務用消耗品

トイレットペーパー、手洗い石鹸等

ウ 発生した利益

(ア) 受注者は、マルシェ等運営業務基準に基づき、販売で発生した利益を市へ納付するものとする。ただし、受託者は、市との協議の結果、市が特に認めた場合は、その範囲内において市への納付分を事業費に充当することができる。

(イ) 受託者は、販売促進等の自助努力により、市が別に定める売上目標を上回った場合は、前記(ア)の取扱いとは別に、市と協議の上、利益の一部を自らの収入とすることができる。

エ 市への委託料の返還

受託者の収支決算において委託料に不用額が生じた場合、契約金額を減額するものとする。

2 判断

(1) 販売手数料 (6,400,970 円) について

ア 販売手数料は、マルシェでの売上額に対し、委託販売方式では 15 パーセント、販売員派遣による対面販売方式では 5 パーセントを基本として業者ごとに定められた割合を乗じて得た額を販売手数料として徴収し、年度末において、その総額から必要経費等を差し引いた額を市に納付することとされている。(マルシェ等運営業務基準)

イ 市の説明によれば、本件業務の収支が確定したのを受け、にぎわい宇部の事務所において、部門別損益計算書及び部門元帳により、販売手数料の額 6,400,970 円の確認を行ったとしている。

ウ 前記イについては、事情聴取の際に当該部門別損益計算書及び部門元帳により確認したところ、市が販売手数料の額を 6,400,970 円と認定したことには合理性が認められ、これと異なる事実は確認されなかった。

(2) 販売手数料の充当を認めた対象費目について

ア 2名分の人件費 (4,798,674 円)

(ア) 市の説明によれば、トキスマの運営業務委託料のうち人件費部分は、当初、マネージャー 1 人役とレジ打ちパート 2 人役の計 3 人役で積算して契約を締結したが、中心市街地の活性化という喫緊の課題に対する社会実験という位置づけ、また、運営の実態に即した運営内容の充実等に向け、様々な取組を実施していく中で、開店準備段階から、建物の管理や利用促進業務のほか、マーケットだけでも出店者との調整業務など想定以上の業務量があり、当初予定していた人員では業務がスムーズに遂行できないことが判明したため、にぎわい宇部と協議、確認を行った上で、実際の事業運営には 2 名相当の人員の追加配置が不可欠であると判断し、開店準備段階の 7 月初旬から、2 名分の人員配置の追加と

販売手数料からの充当を認めたとしている。

(イ) 前記(ア)の主張の内容は一定の合理性を有し、市が当該2名分の人員配置の追加を認めたことに違法又は不当な点は認められなかった。

(ウ) 総合戦略局の説明によれば、にぎわい宇部は、本件業務のほかにもイベントの運営管理業務を市から受託しているが、請求人が疑問視する当該イベントには本件業務に従事する職員とは別の者が従事していたことを確認しており、そもそも、本件業務の範囲には、トキスマで開催されるにぎわい創出イベントに対する開催の支援、調整等を行うことが含まれているとし、また、本件業務の収支が確定したのを受け、にぎわい宇部の事務所において、部門別損益計算書及び部門元帳により、アルバイトを含む2名分の人件費 4,798,674 円の確認を行ったとしている。

(エ) 前記(ウ)については、事情聴取の際に当該部門別損益計算書及び部門元帳により確認したところ、市が2名分の人件費の額を 4,798,674 円と認定したことには一定の合理性が認められた。

(オ) 当該2名分の勤務実態については、あらためて、総合戦略局を通じてにぎわい宇部が作成・保管している追加配置に係る2名の職員及び8名のアルバイトの「職員出勤表」の提出を要請し、照合を行ったところ、令和元年7月から令和2年3月までの9月間における8名のアルバイトに対する支出としては34日分の175,910円であることが確認され、当該アルバイトに対する人件費の額が誤って部門元帳に196,070円と記載されていることが判明した。

なお、2名分の人件費に関し、それ以外の異なる事実は確認されなかった。

(カ) 前記(オ)により、市が部門元帳で確認したアルバイトに対する人件費196,070円については、勤務実績に基づく実際の支出額175,910円より20,160円過大となっており、2名分の人件費の額としては、全体で4,778,514円であったと認められる。

イ 製氷機 (139,030円)

(ア) 市によれば、夏場のオープンとなったため、精肉や冷凍食品などを購入して持ち帰る購入客からの多くの要望により、急遽、製氷機が必要となったことを受け、にぎわい宇部から8月初旬に相談があり、協議の上、にぎわい宇部が購入したものであるが、本来、運営に必要な設備は本市が準備して提供する立場にあるため、当該購入に係る費用を本市の負担とすることについて認めたとしている。

(イ) 前記(ア)の主張の内容は一定の合理性を有し、市が当該製氷機に係る費用の事業費への充当を認めたことに違法又は不当な点は認められなかった。

(ウ) 市の説明によれば、本件業務の収支が確定したのを受け、にぎわい宇部の事務所において、領収書、部門別損益計算書及び部門元帳により、当該製氷機の購

入額 139,030 円の確認を行ったとしている。

(エ) 前記(ウ)については、事情聴取の際に当該領収書、設置写真、部門別損益計算書及び部門元帳により確認したところ、市が当該製氷機の額を 139,030 円と認定したことには合理性が認められた。

(3) 委託料 (22,310,540 円) について

ア 本件業務に係る委託料は、契約書に定められた業務の履行に対して支払うこととなっており、本件業務に係る委託料として 22,310,540 円が支出されているが、市は、前記(2)ア及びイの対象費目に係る部分を除き、にぎわい宇部による実際の経費の支出内容を確認しなければならない義務を負っていると解することは困難である。

イ 請求人は、事業費の不足一覧によると、これらの経費は通常業務範囲内に発生するものであり充当できる事由に当たらない旨主張するが、当該通常業務範囲内に発生する経費とは委託料 22,310,540 円が充当される経費をいうものと解される。

ウ 市は、事業費への充当を認めた対象費目は 2 名分の人件費 4,798,674 円と製氷機 139,030 円の合計額 4,937,704 円であり、そのうちの 4,900,970 円を運営事業費に充当することを認めたとしているが、前記(2)ア(カ)で述べたとおり、実際の 2 名分の人件費としては 4,778,514 円であったことから、事業費への充当を認めることができる額は、当該 2 名分の実際の人件費 4,778,514 円に製氷機 139,030 円を加えた 4,917,544 円から、本件業務に対する委託料 22,310,540 円が充当されることとなる 36,734 円を除いた 4,880,810 円であったことが認められる。

エ 請求人が疑問視するプリンターインクについては、委託料が充当される経費に該当するものであり、前記アで述べたとおり、市は、実際の経費の支出内容に関与しなければならない義務を負っていると認めることはできない。

(4) 事業費への充当額 (4,900,970 円) について

販売手数料の事業費への充当に関し、「受注者は、マルシェ等運営業務基準に基づき、販売で発生した利益を市へ納付するものとする。ただし、受託者は、市との協議の結果、市が特に認めた場合は、その範囲内において市への納付分を事業費に充当することができる。」と仕様書に定められており、前記(2)ア(カ)で述べたとおり、実際の経費の支出額より 20,160 円過大に事業費へ充当されていることから、事業費への充当を認めることができる額は 4,880,810 円であったことが認められる(前記(3)ウ)。

(5) 運営事業費 (27,211,510 円) について

ア 市の説明によれば、本件業務の収支が確定したのを受け、にぎわい宇部の事務所において、部門別損益計算書及び部門元帳により、運営事業費の額 27,211,510 円の確認を行ったとしている。

イ 前記アについては、事情聴取の際に当該部門別損益計算書及び部門元帳により確認したところ、市が運営事業費の額を 27,211,510 円と認定したことには一定の合理性が認められたものの、前記(4)で述べたとおり、運営事業費の額は、前記(3)の委託料 22,310,540 円に前記(4)の事業費への充当額 4,880,810 円を加えた 27,191,350 円であったことが認められる。

(6) 不用額の精査の必要性について

前記(5)イにより認定された運営事業費の額は 27,191,350 円であり、当該運営事業費には委託料が充当される 22,310,540 円に係る経費が含まれることから、仕様書に定める「受託者の収支決算において委託料に不用額が生じた場合」として不用額の精査を行う必要があったと認めることはできない。

(7) 市への納付額 (1,500,000 円) について

市は、にぎわい字部に対し、部門別損益計算書、部門元帳その他の書類により確認を行った上で、販売手数料の一部の事業費への充当を認め、市への納付額を 1,500,000 円とする納入の通知を行ったことについて、これが直ちに不当とまではいえないものの、前記(2)ア(カ)により 20,160 円が過大に事業費に充当されていることは明らかであり、市への納付額は 1,520,160 円とすべきであったと認められる。

3 結論

以上の判断により、本件請求には一部理由があるものと認め、法第 242 条第 5 項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

- (1) にぎわい字部に対し、20,160 円の返還を求めるなど必要な措置を講じること。
- (2) 上記の措置は、令和 3 年 8 月 18 日までに講じられたい。

4 意見

近年、公民連携のスキームである PPP (Public Private Partnership) の手法を用いるべき案件が増えつつある中、その目的や性質等を踏まえた効果的な事業展開を図っていくためには、市民や事業者からの信頼をベースとした自治体であり続けることが求められる。

監査委員としては、従来から、監査業務を通じて、執行機関に対し、適正な事務の執行を求めているところであり、市においては、公民連携の枠組みによる事業実施に際して、手続の正確性、透明性や客観性の確保に努めるなど、市民や事業者からの信頼を損なうことのないよう、これまで以上に事務事業の適切な執行を図られたい。